

【教育・保育「量の見込み」数値の乖離状況】

事業名	平成27年度				平成28年度				所管
	量の見込み		実数値(待機児童数)		量の見込み		実数値(待機児童数)		
(1)1号認定	2,471	人	2193(0)	人	2,383	人	2071(0)	人	子ども育成課
(2)2号認定	1,471	人	1432(12)	人	1,420	人	1430(4)	人	
(3)3号認定(0歳児)	203	人	182(1)	人	197	人	240(24)	人	
(3)3号認定(1～2歳児)	973	人	872(19)	人	973	人	944(48)	人	

※実数値＝入所児童数＋待機児童数

【法的根拠】

内閣府告示第159号

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第二 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(抜粋)

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の(一)又は四の2の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

※二の2の(一)……

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

2 各年度における教育保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

※四の2の(一)……

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み